

青梅市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

電磁的記録による公文書の公開について規定を追加するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市情報公開条例の一部を改正する条例

青梅市情報公開条例（平成 3 0 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「おいて」の次に「、別表第 1 に定める方法により」を加え、同条第 3 項中「交付の方法」の次に「(別表第 1 に規定する公文書を複写する等の方法により交付することをいう。以下同じ。)」を加え、「(同条第 5 項に該当する場合の閲覧に限る。)の方法」を「、視聴もしくは電気通信回線を用いて実施機関の指定する情報システムに送信し、公文書の公開を受けるものが電気通信回線を用いてその送信された電磁的記録を取得する方法による交付（以下「電気通信回線の使用による交付」という。）の方法（同条第 5 項に該当する場合に限る。）」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「別表第 1 」を「別表第 2 」に改め、同条第 2 項中「を閲覧」を「を別表第 1 に定める公開の方法のうち、閲覧、視聴または電気通信回線の使用による交付」に、「閲覧に供した公文書について別表第 2 」を「別表第 3 」に改め、同条第 5 項中「に規定する予納」を「の規定による予納」に改め、同条第 6 項中「者」を「もの」に改める。

第 15 条第 2 項および第 3 項中「規定による」を削る。

別表第 2 を別表第 3 とし、同表を次のように改める。

別表第 3（第 14 条関係）

公文書の種類	公開手数料の金額
文書、図画または写真	1 閲覧 100 枚までごとにつき 100 円
	2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電気通信回線の使用による交付 100 ページまでごとにつき 100 円
フィルム	1 印刷物として出力したものの閲覧 100 枚までごとにつき 100 円
	2 視聴 100 ページまでごとにつき 100 円
電磁的記録	1 印刷物として出力したものの閲覧 100 枚までごとにつき 100 円
	2 ディスプレイ等の出力装置に出力したものの視聴 100 ページまでごとにつき 100 円
	3 電気通信回線の使用による交付 100 ページまでごとにつき 100 円

備考 複写機により両面に複写され、または印刷物として両面に出力された用紙については、片面を 1 枚として公開手数料の額を算定する。

別表第 1 を別表第 2 とし、同表を次のように改める。

別表第 2（第 14 条関係）

公文書の種類	公開手数料の金額
文書、図画または写真	1 複写機により複写したもの（白黒）1 枚につき 10 円
	2 複写機により複写したもの（カラー）1 枚につき 20 円
	3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複写した光ディスク 1 枚につき 100 円

フィルム	1 印刷物として出力したもの（白黒）1枚につき 10円
	2 印刷物として出力したもの（カラー）1枚につき 20円
電磁的記録	1 印刷物として出力したもの（白黒）1枚につき 10円
	2 印刷物として出力したもの（カラー）1枚につき 20円
	3 複写した光ディスク1枚につき 100円

備考 複写機により両面に複写され、または印刷物として両面に出力された用紙については、片面を1枚として公開手数料の額を算定する。

付則の次に次の1表を加える。

別表第1（第13条、第14条関係）

公文書の種類	公開の方法
文書、図画または写真	1 閲覧
	2 複写機により複写したものの交付
	3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606およびX6281またはX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
	4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電気通信回線の使用による交付
フィルム	1 印刷物として出力したものの閲覧
	2 視聴
	3 印刷物として出力したものの交付
電磁的記録	1 印刷物として出力したものの閲覧
	2 ディスプレイ等の出力装置に出力したものの視聴
	3 印刷物として出力したものの交付

	4 光ディスクに複写したものの交付
	5 電気通信回線の使用による交付

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後に到達する公文書の公開請求について適用し、同日前に到達した公文書の公開請求については、なお従前の例による。

(青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

- 3 青梅市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「および別表第 1」を「および別表第 2（文書、図画または写真の部 3 の項および電磁的記録の部 3 の項を除く。）」に、「別表第 1」を「別表第 2」に改める。